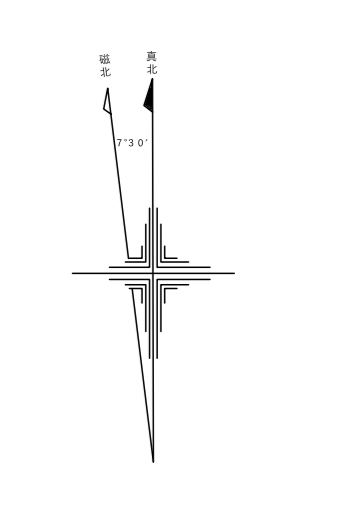




N13	N14	N15
O13	O14	O15
P13	P14	P15

行政区画
広島市
安芸区



記号

▲ 25.6	三角点	● 25.62	可成基準点
● 25.62	水準点	△ 25.6	電子基準点
● 25.6	標高不明な水準点	△ 25.6	標高不明な電子基準点
▽ 25.6	可成基準点	▽ 25.6	電子基準点
▽ 25.6	可成基準点	▽ 25.6	電子基準点

○	公共施設	○	公園
△	神社	○	公園
△	神社	○	公園
△	神社	○	公園
△	神社	○	公園

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園

「平面角座標値は、世界測地系による。」

広島市

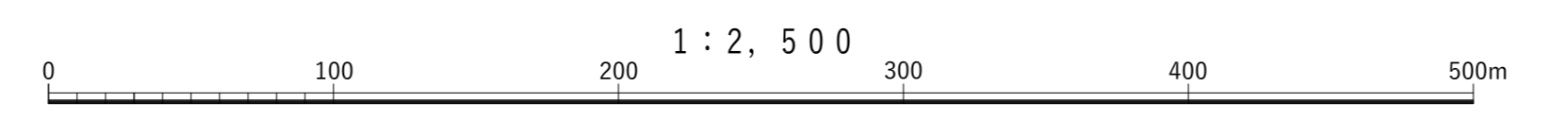
(1) 撮影 平成 2 年 11 月
測 定 平成 3 年 3 月 オートグラフ A7、ステレオプロッター A8
作成機関 ワスコ・パロコンソフト共同企業体
修 正 令和 2 年 3 月 S U M M I T
作 業 機 関 株式会社 ワスコ

(2) 撮影 平成 7 年 11 月
測 定 平成 8 年 12 月 メトログラフ G、ステレオプロッター A8
作 業 機 関 株式会社 ワスコ

(3) 撮影 平成 13 年 11 月
測 定 平成 13 年 3 月 グラニコンプ P 3、ステレオプロッター A8
作 業 機 関 株式会社 日航コンサルタンツ

(4) 撮影 平成 20 年 12 月
測 定 平成 21 年 3 月 図化名人
作 業 機 関 アジア航測株式会社

産 業 基 礎 研 究 所
等 高 標 高 間 隔 2 m
著 作 権 所 有 者 広 島 市



1:2,500

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 17 中 公 第 169 号
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 22 中 公 第 159 号
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 8 中 公 第 160 号

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 17 中 公 第 169 号
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 22 中 公 第 159 号
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
(承認番号) 平 8 中 公 第 160 号

